

# 感染症発生動向調査事業病原体検査実施要領

## 第1 趣旨及び目的

道では、五類感染症のうち定点把握対象疾病について、感染症発生動向調査にて把握した患者の発生動向を医療機関や道民へ情報提供を行うことにより、感染症の発生及びまん延防止に努めているところである。

さらに、感染症の流行予測を行う上では、患者の発生動向とともに道内における流行株の把握を併せて行うことが重要であることから、病原体定点において採取した検体について、検査及び解析を実施し、これらの情報に基づき感染症対策の充実に努めるものとする。

## 第2 検査対象感染症

検査対象は、厚生労働省通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成11年3月19日健医発第458号）の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」の「第5の3（2）イ 病原体定点」に掲げる感染症とする。

なお、道立衛生研究所で検査対応している検査対象感染症は、別添1のとおりである。これ以外の感染症については、本庁地域保健課と協議の上、実施の可否を判断するものとする。

## 第3 実施方法

知事が指定した病原体定点（小児科、インフルエンザ（指定提出機関）、眼科、基幹）において採取した検査用検体について、道立保健所を経由し、道立衛生研究所において検査を実施する。

### 1 病原体の採取、保管及び提出

各病原体定点の医師は、「第1 趣旨及び目的」に基づき、診断した患者又はその家族に対して検査の趣旨等を説明の上、急性期の患者（「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」に基づき、届出に検査所見が必要であり、結果判明に時間を要する場合は、疑いの段階での採取を可とする。細菌感染症の場合は抗生物質投与前。）を対象として、別添2で示す方法により検体の採取、保管及び提供すること。

なお、インフルエンザについては、流行期（患者定点当たりの患者発生数が北海道で1を超えた時点から1を下回るまでの間）においては、週1検体、非流行期においては月1検体を採取、保管及び提供するものとする。

### 2 検体の送付

道立保健所は、病原体定点から検体を受け取った場合、別添3の方法により、道立衛生研究所あて送付すること。

### 3 検査結果

検査結果の通知及び公表については、別添4のとおりとする。

### 附 則

この要領は、平成20年1月9日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

## 道立衛生研究所において検査対応している定点把握対象疾病

定 点	感 染 症 名	提 出 検 体
小児科病原体定点	咽頭結膜熱	咽頭拭い液又はうがい液
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	咽頭拭い液、菌株
	感染性胃腸炎 ウイルス性 細菌性(サルモネラ属菌)	糞便 菌株
	手足口病	咽頭拭い液
	伝染性紅斑	咽頭拭い液
	突発性発疹	咽頭拭い液
	百日咳	咽頭拭い液等
	ヘルパンギーナ	咽頭拭い液
	流行性耳下腺炎	咽頭拭い液
インフルエンザ病原体定点 (指定提出機関)	インフルエンザ	咽頭拭い液、うがい液、鼻汁
眼科病原体定点	急性出血性結膜炎	結膜拭い液又は眼脂
	流行性角結膜炎	結膜拭い液又は眼脂
基幹病原体定点	無菌性髄膜炎	咽頭拭い液又は髄液

## 検体の採取・保管・提出

## (1) 検体の採取

## ア 咽頭拭い液

- ① 綿棒及びウイルス性感染症においては、保健所が配布した採取容器（VTM入り）又は試験管（0.5%BSA加PBS（BSAがない場合はBSAを添加していないPBS又はハンクス液でもよい。）2mlを添加した中型短形試験管）、細菌性感染症においては、保健所が配布した採取容器（シードスワブγ3号）を用意する。
- ② 咽頭全体を綿棒の先端で擦過する。
- ③ 綿の部分を採取容器又は試験管内の溶液に浸し、激しくリンスした後、綿の部分を管壁でしぼり、綿棒は捨てる。
- ④ 採取容器又は試験管内の溶液が漏れないようにパラフィルム等で密封し、検体番号を記載する。

## イ うがい液

できるだけ少量のPBS又は生理食塩水でうがい液を採取し、検体番号を記載する。  
なお、ショックを避けるため、PBS又は生理食塩水に抗生物質は添加しないこと。

## ウ 鼻汁

鼻をかむ要領で鼻汁を漏出させ、綿棒で採取し、保健所が配付した上記の採取容器に回収し、検体番号を記載する。

## 【検体採取に当たっての留意事項】

- ・ 綿棒の先端は、口蓋垂をはね上げるように、上咽頭まで拭うこと。（図1.1）
- ・ 咽頭の擦過に当たっては、相手が動いてけがをさせる場合や、まれに迷走神経反射で心停止を起こすという報告があることから注意が必要である。（図1.2）
- ・ 迅速診断キット又は検査機関等で検査等を行っている場合は、別記様式に検査項目と検査結果を記載し、キットで陽性となった患者の検体も送付すること。
- ・ 迅速診断キットにはアジ化ナトリウム等の防腐剤を添加しているものがあるので、キット使用済みの検体は送付しないこと。（細胞毒性があるため、ウイルス分離不可）
- ・ インフルエンザについて、シーズン中にA型及びB型の混合流行がある場合は、いずれのタイプも採取すること。

## エ 糞便

保健所が配布したスクリーキャップ付き採便容器に5g程度（親指大）の糞便を採取し、容器内の検体が漏れないようにキャップを締めて密封し、検体番号を記載すること。

## 【検体の採取に当たっての留意事項】

- ・ 発症後72時間以内に採取された検体は病原体の検出率が高いことから、患者からの検体は、発症後できるだけ早期に採取すること。
- ・ 迅速診断キット又は検査機関等で検査等を行っている場合は、別記様式に検査項目と結果を記載すること。

## オ 結膜擦過液又は眼脂

- ① 保健所が配布した採取容器（VTM入り）又は試験管（0.5%BSA加PBS（BSAがない場合はBSAを添加していないPBS又はハンクス液でもよい。）2mlを添加した中型短形試験管）及び綿棒（眼脂については乾燥した綿棒）を用意する。
- ② 上及び下眼瞼結膜を綿棒の先端で数回擦過又は眼脂を採取する。
- ③ 綿の部分を採取容器又は試験管内の溶液に浸し、激しくリンスした後、綿の部分を管壁でしぼり、綿棒は捨てる。
- ④ 採取容器又は試験管内の溶液が漏れないようにパラフィルム等で密封し、検体番号を記載する。

## 【検体採取に当たっての留意事項】

- ・ 乾燥した綿棒を使うと患者が痛がるので、軽く溶液で湿らせるとよい。
- ・ 迅速診断キット又は検査機関等で検査等を行っている場合は、別記様式に検査項目と検査結果を記載し、キットで陽性となった患者の検体も送付すること。
- ・ 迅速診断キットにはアジ化ナトリウム等の防腐剤を添加しているものがあるので、キット使用済みの検体は送付しないこと。（細胞毒性があるためウイルス分離不可）

## カ 髄液

採取した髄液の一部を道立衛生研究所に送付できる場合は、検査検体としてそのまま提出すること。

キ 菌株

医療機関等において、分離した菌株を提出する。分離方法等について、不明な点がある場合は道立衛生研究所感染症部細菌グループに照会すること。

(2) 検体の保管・提出

ア 採取した検体を直ちに保健所に提出できる場合は冷蔵保管（4℃）することとし、翌日以降に提出する場合は、道立衛生研究所の各担当グループあて照会すること。

イ 検体に必要事項を記載した検査票（別記様式）を添付し、保健所へ連絡の上提出すること。

【検体保管に当たっての留意事項】

- ・ 一度凍結した検体は、融解させないこと。
- ・ 家庭用冷凍冷蔵庫の冷凍室での保管は、温度が不安定のため好ましくないが、やむを得ず使用する場合はできるだけ奥に保管し、温度の上昇を避けること。

(3) その他

ア 保健所から当該患者に係る症状等詳細に係る聞き取り調査を受けた場合は、病原体定点は、その調査に協力すること。

イ インフルエンザにおける流行期・非流行期の判断は、北海道感染症情報センターの週報による公表患者数によるものとし、本庁地域保健課は、流行期の開始及び終了した場合において、各道立保健所を通じて、インフルエンザ病原体定点医療機関に周知するものとする。

ウ 検体は、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生の向上のために使用するものであり、それ以外の目的に用いてはならないこと。また、検体採取の際には、その使用目的について説明の上、できるだけ、本人等に同意をとることが望ましい。

エ 検体採取容器は道立衛生研究所にて確保し、保健所からの要望に応じて必要数を送付すること。

保健所は検体採取容器を各病原体定点に配布し、病原体定点にて容器が一時的に不足している場合は、道立衛生研究所の各担当グループ又は地域保健課に相談すること。

## 検体の送付方法

## (1) 検体の送付について

ア 患者に係る症状等の詳細情報の把握を行う必要がある場合は、医師に確認の上、検体に検査票（「感染症発生動向調査事業実施要綱」別記様式）を添付し、ジュラルミンケースを用いて、ゆうパックによりチルド便で送付すること。

なお、採取後直ちに送付する場合は冷蔵で、また、これ以外の場合は道立衛生研究所の各送付先に確認すること。

イ 収集した検体の送付に当たっては事前に地域保健課に連絡すること。

ウ 検体の送付後、本庁地域保健課あてに、行政検査依頼書を送付すること。

なお、当該患者に係る症状等確認を行った場合は、その内容について情報提供すること。

## 【検体の送付に当たっての留意事項】

- ・ 土曜日、日曜日及び祝日の検体到着や、これらをはさんでの送付は避けること。
- ・ 早急な病原体情報の把握を行う必要がある場合は、送付時期等について本庁地域保健課から関係保健所あてに別途指示がある。
- ・ 行政検査依頼書は、検査対象感染症ごとに作成すること。
- ・ 指定した検体以外の検体を医療機関が採取した場合や検体採取方法又は送付に係る不明な点等については、道立衛生研究所の各送付先に確認すること。

## (2) 検体の送付先

北海道立衛生研究所感染症センター 〒060-0819 札幌市北区北19条西12丁目	咽頭結膜熱 感染性胃腸炎(ウイルス) 手足口病 伝染性紅斑 突発性発疹 ヘルパンギーナ 流行性耳下腺炎 インフルエンザ 急性出血性結膜炎 流行性角結膜炎 無菌性髄膜炎	感染症部ウイルスグループ 電 話 011-747-2764 (直通) F A X 011-747-2757
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 感染性胃腸炎(サルモネラ菌) 百日咳	感染症部細菌グループ 電 話 011-747-2762 (直通) F A X 011-747-2757

検査結果の通知及び公表

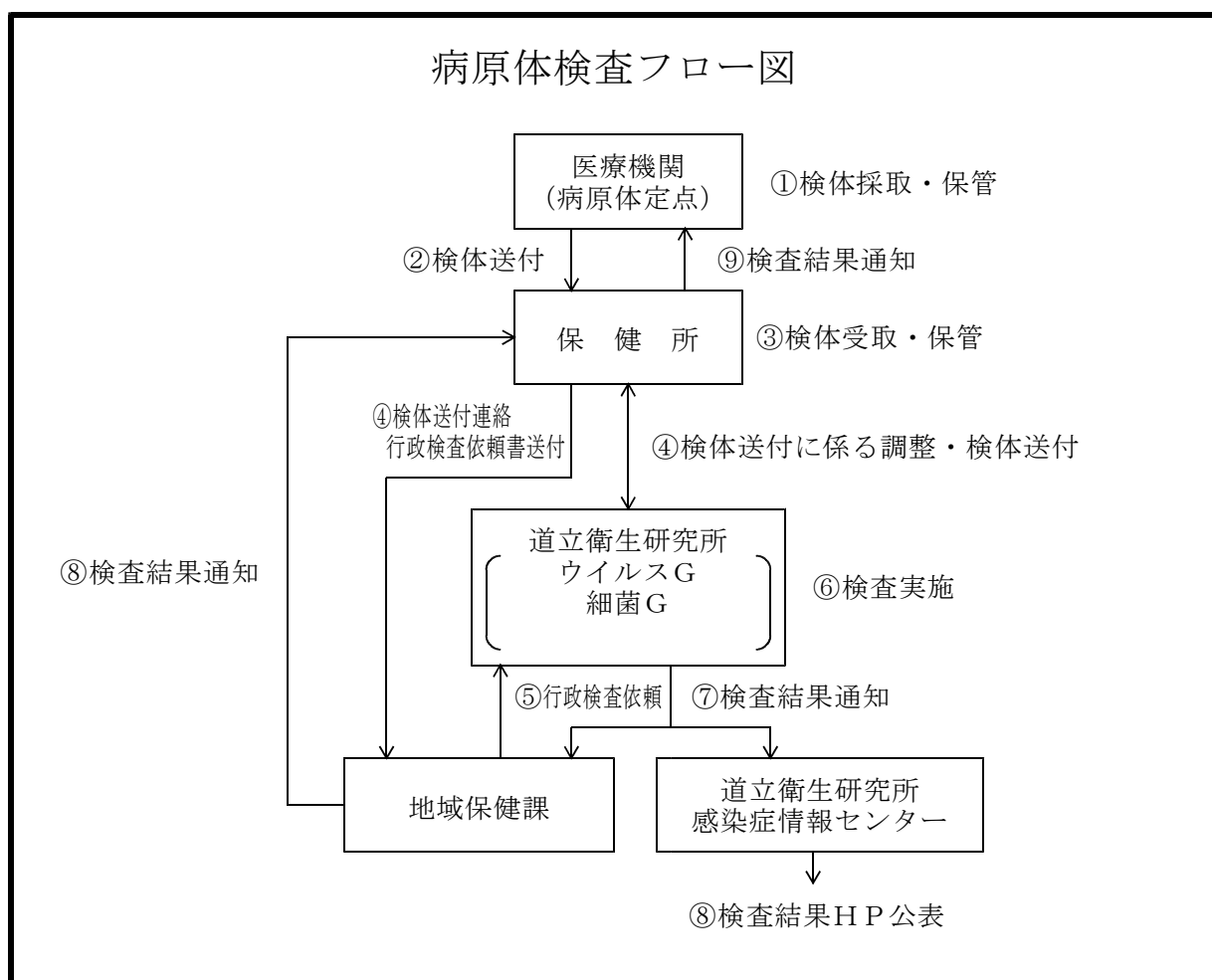
(1) 検査結果の通知

検査結果については、道立衛生研究所から本庁地域保健課を通じて各保健所へ通知し、各保健所から検体を提出した病原体定点に結果を通知すること。

また、集団感染事例等の発生により、早急に当該事例に係る行政検査を優先する必要があるため、検査結果の判明までに日数を要することについて、各保健所から病原体定点あてに事前に説明すること。

(2) 検査結果の公表

検査結果は道立衛生研究所にて「感染症発生動向調査システム（病原体検出情報システム）」への入力とホームページ（感染症情報センター）に掲載し、掲載に当たっては個人情報の保護に配慮し、掲載事項は保健所名、検出病原体名、検体採取日及び検出日とすること。



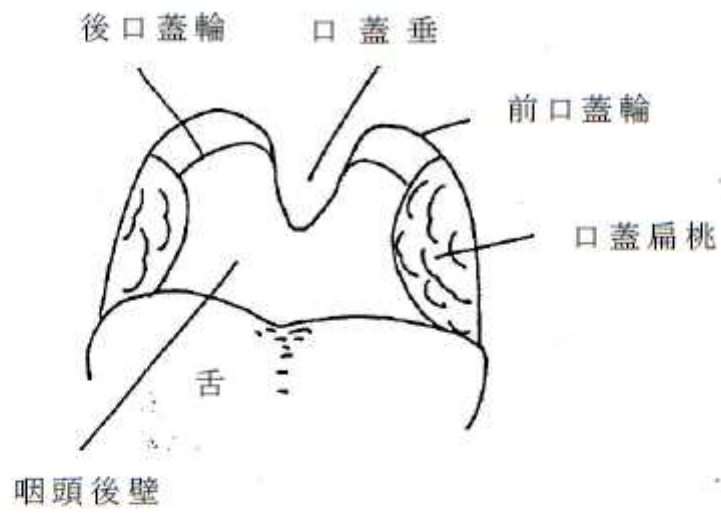


図 1.1 咽頭の説明

